

佐野市消防本部患者等搬送事業者に係る指導及び認定に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、患者等搬送事業者に対し必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等搬送事業者を認定することにより患者等の生命及び身体を安全を図ることを目的とする。

(認定の対象となる患者等搬送用自動車)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）を行う市の区域内に存する民間の事業所の経営者又は管理責任者をいう。

(2) 患者等 寝たきりの状態にある老人、車椅子又はストレッチャーを必要とする身体障がい者及び傷病者をいう。

(3) 患者等搬送事業 患者等搬送用自動車を使用し、患者等を搬送する事業をいう。

(4) 患者等搬送事業（車椅子専用） 患者等搬送用自動車（車椅子専用）を使用し、患者等を搬送する事業をいう。

(5) 患者等搬送用自動車 次のアからカまでのいずれにも該当する自動車をいう。

ア ストレッチャーを収容し、かつ、乗務員が業務を行うために必要な場所を設けること。

イ ストレッチャー及び車椅子等を車両に確実に固定することができる構造であること。

ウ 換気及び冷暖房の設備を有すること。

エ 緊急時の連絡のために必要な携帯することができる通信機器その他の設備を有すること。

オ 十分な緩衝装置を有すること。

(6) 患者等搬送用自動車（車椅子専用） 次のアからキまでのいずれにも該当する自動車をいう。

ア 乗務員が業務を行うために必要な場所を設けること。

イ 車椅子を車両に確実に固定することができる構造であること。

ウ 換気及び冷暖房の設備を有すること。

エ 患者等のための安全ベルトを有すること。

オ 緊急時の連絡ために必要な携帯することができる通信機器その他の設備を有すること。

カ 十分な緩衝装置を有すること。

キ 車椅子の乗降を容易にするための装置を有すること。

(7) 乗務員 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）

（以下「患者等搬送用自動車等」という。）に同乗し、患者等を搬送する事業に従事する者をいう。

(8) 認定事業者 第7条第1項の規定により認定を受けた患者等搬送事業者をいう。

(指導基準)

第3条 消防長は、患者等搬送事業者に対し、次に掲げる基準について必要な指導を行うものとする。

(1) 患者等搬送事業者は、生命に危険があり又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関その他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としないこと。ただし、医師又は医師が適当であると認める者が同乗する場合は、この限りでない。

(2) 患者等搬送事業者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

(3) 患者等搬送事業者は、社会的責任を十分自覚し、関係法令を遵守すること。

(4) 患者等搬送事業者は、緊急性のない患者等を搬送対象とし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、患者等の所在する場所、状態、既往症及び掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

ア 患者等の搬送依頼時の依頼内容及び症状の聴取から緊急に医療機関に搬送することが必要であると判断したとき。

イ 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関に搬送することが必要であると判断したとき。

ウ 患者等の搬送の途中において、症状が悪化し、緊急に医療機関に搬送することが必要であると判断したとき。

- (5) 患者等搬送事業者の事業所、患者等搬送用自動車等、パンフレット等に「緊急の業務」を行っているとの誤解を生ずるおそれのある表示、又は救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現を避けること。
- (6) 患者等搬送用自動車等は、サイレン又は赤色警告灯を装備する等、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
- (7) 乗務員は、18歳以上の者で、患者等搬送用自動車にあつては患者等搬送乗務員適任証、患者等搬送用自動車（車椅子専用）にあつては患者等搬送乗務員適任証又は患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証の交付を受けた者であること。
- (8) 乗務員は、患者等搬送事業及び患者等搬送事業（車椅子専用）（以下「患者等搬送事業等」という。）に従事するときは、患者等搬送用自動車にあつては患者等搬送乗務員適任証、患者等搬送用自動車（車椅子専用）にあつては患者等搬送乗務員適任証又は患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証を携帯すること。
- (9) 乗務員は、搬送の途中において患者等の症状の悪化を防止するため緊急やむを得ない場合は、必要最小限の応急手当を実施すること。
- (10) 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車等1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行うこと。ただし、退院等を目的として業務を行うとき、医師若しくは医師が適当であると認める者が同乗するとき又は車椅子の乗降を容易にするための装置を有するときは、乗務員を1人とすることができる。
- (11) 車両に民間患者等搬送用自動車の表示方法（別図第1）により患者等搬送用自動車等である旨の表示をすること。
- (12) 患者等搬送用自動車に別表第1に掲げる資器材を積載すること。
- (13) 患者等搬送用自動車（車椅子専用）に別表第2に掲げる資器材を積載すること。
- (14) 消毒は、次のとおり行うこと。
- ア 患者等搬送用自動車等及び資器材等は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより消毒を行うこと。
- （ア）定期消毒 毎月1回以上
- （イ）使用後消毒 毎使用後

イ 医師から消毒について特別な指示があったときは、その指示に従い、消毒を行うこと。

(15) 前号ア（ア）の規定による定期消毒を行ったときは、その結果を消毒実施記録表に記録し、患者等搬送用自動車等の見やすい場所に表示すること。

(16) 衛生及び安全の管理は、次のとおり行うこと。

ア 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、身体の清潔保持に努めること。

イ 患者等搬送用自動車等及び積載する資器材等は、点検整備を確実にを行い、清潔保持に努めること。

ウ 患者等を搬送するときは、患者等及び同乗者に対する安全ベルトの着装等安全な搬送のための措置を講ずること。

（乗務員の講習等）

第4条 消防長は、乗務員に対し、患者等搬送事業等に必要な知識及び技術を習得させるため次に掲げる講習を行うものとする。

（1）乗務員資格講習（患者等搬送事業及び技術を習得させる講習で、別表第3に掲げるものをいう。以下同じ。）

（2）乗務員資格講習（車椅子専用）（患者等搬送事業（車椅子専用）及び技術を習得させる講習で、別表第4に掲げるものをいう。以下同じ。）

（3）乗務員資格定期講習（患者等搬送事業等及び技術の向上を図るための講習で、別表第5に掲げるものをいう。以下同じ。）

（4）その他の講習（消防長が必要があると認める講習をいう。）

2 前項各号に掲げる講習を受講しようとする者は、講習受講申請書（次条第1項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者であって、患者等搬送乗務員適任証の交付を受けようとする者にあつては、講習受講申請書及び特例適任者申請書）により消防長に申請するものとする。

3 消防長は、前項の申請書の提出を受けたときは、受講整理票を申請者に交付するものとする。

（適任証の交付等）

第5条 消防長は、次に定める適任証を交付する。

（1）乗務員資格講習を修了した者 患者等搬送乗務員適任証（別記様式第1号）

(2) 乗務員資格講習（車椅子専用）を修了した者 患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証（別記様式第2号）

(3) 次に掲げる者であつて、乗務員資格定期講習を修了した者 患者等搬送乗務員適任証

ア 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規（昭和36年自治省令第6号）第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。

イ 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う乗務員講習に不足する科目については、消防機関の行う講習を受講すること。

ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認めた者。

2 患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員（車椅子専用）適任証（以下「適任証」という。）の有効期間は、交付の日から2年間とする。ただし、乗務員資格定期講習を受講したときは、2年間に限り、その期間を延長することができる。

（適任証の再交付）

第6条 適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その旨を消防長に申請して適任証の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により適任証の再交付を受けようとする者は、適任証再交付申請書により消防長に申請しなければならない。この場合において、適任証を汚損し、又は破損した者が再交付を受けようとするときは、当該適任証を消防長に提出しなければならない。

（認定等）

第7条 消防長は、市の区域内に事業所を有する第3条各号に掲げる基準のいずれにも適合する患者等搬送事業者であつて、次に掲げるものを認定することができる。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に係る法第4条第1項の許可を受けた者

(2) 法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に係る法第4条第1項の許可を受けた者

(3) 法第43条第1項の特定旅客自動車運送事業者の許可を受けた者

(4) 法第79条の自家用有償旅客運送の登録を受けた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、患者等搬送事業等認定申請書に乗務員名簿及び患者等搬送用自動車台帳を添えて消防長に申請するものとする。

3 消防長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第3条各号に掲げる基準のいずれにも適合するときは認定証等交付書により、適合しないときは認定不適合通知書により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による審査の結果を患者等搬送事業等認定審査表に記録するものとする。

(認定証等の交付)

第8条 消防長は、前条第1項の規定により患者等搬送事業者を認定したときは、患者等搬送事業を行う者にあつては患者等搬送事業者認定証（別記様式第3号）、患者等搬送事業者認定マーク（別図第2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図第3）を、患者等搬送事業（車椅子専用）を行う者にあつては患者等搬送事業者（車椅子専用）認定証（別記様式第4号）、患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク（別図第4）及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク（別図第5）（以下これらを「認定証等」という。）を交付するものとする。

2 認定証等の有効期間は、交付の日から5年間とする。

(認定の更新)

第9条 患者等搬送事業者の認定の更新は、現に受けている認定の有効期間が満了する日の1月前から当該期間が満了する日までの間に行うものとする。

2 第7条第2項から第4項までの規定は、前項の更新について準用する。この場合において、同条第2項中「認定」とあるのは「更新」と、「患者等搬送事業等認定申請書」とあるのは「患者等搬送事業等更新申請書」と、同条第4項中「患者等搬送事業等認定審査表」とあるのは「患者等搬送事業等更新審査表」と読み替えるものとする。

(報告)

第10条 認定事業者は、患者等搬送事業等の毎月の実績を患者等搬送状況報告書により消防長に報告するものとする。

(届出)

第11条 認定事業者は、患者等の搬送中において次に掲げる特異な事象が発生したときは、特異事象発生届出書により消防長に届け出るものとする。

(1) 患者等の容態が急変し、応急処置を実施したとき。

(2) 救急自動車を要請し、又は当初予定していた医療機関以外の医療機関に緊急に搬送したとき。

(3) 患者等搬送用自動車等の利用者に影響を及ぼす感染症に罹患した者を搬送したとき。

2 認定事業者は、患者等搬送事業等の内容を変更するときは、患者等搬送事業等変更届書により消防長に届け出るものとする。

3 認定事業者は、患者等搬送事業等を休止し、又は廃止するときは、患者等搬送事業等休止（廃止）届出書により消防長に届け出るものとする。

(認定事業者への指導等)

第12条 第3条各号に掲げる基準の履行状況を毎年1回以上調査し、その結果を患者等搬送事業等調査表により消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の規定による調査の結果において第3条各号に掲げる基準への不適合が判明したときは、その基準に適合するように指導するものとする。

(認定証等の再交付)

第13条 認定証等を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したときは、その旨を消防長に申請して認定証等の再交付を受けることができる。

2 前項の規定により認定証等の再交付を受けようとする者は、認定証等再交付申請書により消防長に申請しなければならない。この場合において、認定証等を汚損し、又は破損した者が再交付を受けようとするときは、当該認定証等を消防長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第14条 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2) 患者等搬送事業等を行うに当たって、患者等に対して不利益を与える等により認定を継続させることが不相当であると認めるとき。

(3) 故意又は重大な過失により患者等の搬送中に重大な事故を発生させたとき。

(4) 患者等搬送事業等に関し、犯罪行為その他社会通念上認定事業者としてふさわしくない行為をしたとき。

(認定の失効)

第15条 認定事業者について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、第7条第1項の規定による認定は、その効力を失う。

(1) 法の定めるところにより、許可又は登録が取り消され、又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業等を廃業したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

(認定証等の返納等)

第16条 消防長は、第14条又は前条の規定により認定を取り消し、又は認定が失効したと認められるときは、患者等搬送事業者認定取消（失効）通知書により認定事業者に通知するものとする。

(適任証又は認定証等の交付記録)

第17条 消防長は、適任証又は認定証等の交付状況を管理するため、適任証交付記録表及び認定証等交付記録表に記録するものとする。

(書類の様式)

第18条 第5条及び第8条に定めるもののほか、この告示の規定により必要とする書類の様式は、消防長が別に定める。

(その他)

第19条 この告示の施行に関し必要がある事項は、消防長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。